

# 新型コロナウイルス 出席停止期間早見表

※出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっていますので、最短でも5日間の出席停止となります。症状が軽快した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に日付を当てはめて確認してください。

／ に日付を入れて算出する		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
例1	発症後1日目に 症状が軽快した場合	発熱	症状軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2	発症後2日目に 症状が軽快した場合	発熱	発熱	症状軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例3	発症後3日目に 症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	症状軽快	軽快後1日	発症後5日	登校可能		
例4	発症後4日目に 症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	軽快後1日	登校可能		
例5	発症後5日目に 症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	軽快後1日	登校可能	

※これ以降は、症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、できるだけマスクの着用にご協力お願いいたします。

※「発症」とは、新型コロナウイルス症状（発熱など）が始まった日のことです。病院を受診した時に医師に経過を伝え、発症日を確認してください。**発症した日は「0日目」となります。**

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ）が改善傾向にあることを指します。